

神奈川県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨及び目的

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次報告書においては、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、今後、温暖化の程度が増大すると、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されている。さらに、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて影響のリスクが高くなると予測されている。

このため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められており、国においても、平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を策定し、取組を進めている。

これらを踏まえ、地球温暖化の影響は、気候、地形、文化などにより異なり、地域ごとの特徴を踏まえることが不可欠であることから、地球温暖化対策計画の施策として、新たに地球温暖化の影響への適応についての取組を行うこととするため、必要な改正を行う。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正等に伴い、「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める等の用語の改正を行う。

2 改正内容

(1) 地球温暖化の影響への適応に係る改正

- ・第1条（目的）に、地球温暖化の影響が既に現れていることを追加する。
- ・第7条（地球温暖化対策計画）第2項に地球温暖化の影響への適応を図るための取組に関する事項を追加する。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正等に伴う用語の改正

- ・目次、第2条（定義）、第9条（事務事業温室効果ガス排出抑制計画）、第19条（建築物温暖化対策計画書の提出）、第32条（優れた省エネルギー性能を備えた住宅等の普及の促進）、第34条（特定開発事業温暖化対策計画書の提出）、第40条（新エネルギー等環境配慮技術の研究開発の促進）、第41条（新エネルギー等環境配慮技術の活用の促進）中の「新エネルギー」を「再生可能エネルギー」に改める。
- ・第2条（定義）中、「化石燃料以外のエネルギーであって規則で定めるもの」を「永続的に利用することができる」と認められるエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー」に改める。
- ・第2条（定義）中、「及び大気」を「、大気及び海水」に改める。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。